

## 徳島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 知事は、緊急時における県民の医療の確保を図るため、医療施設等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知の別紙。以下「実施要綱」という。）及び徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付額の算定方法)

第2条 この補助金の交付額は、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、同表第3欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の額（同表第4欄に定める額を限度とする。）と、総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表第5欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

### (補助金交付申請書等)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、別表2の第2欄によるものとし、事業区分名は別表2の第1欄に掲げるものとする。

2 規則第3条の知事が定める書類は、別表2の第3欄に掲げるとおりとする。

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

### (補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) 前号の規定に基づき、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。
- (5) この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

### (交付の決定及び額の確定)

第5条 知事は、第3条の交付の申請があったときは、第3条に規定する書類により当該申請の内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは、補助金の交付決定又は交付決定及び額の確定をし、申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

### (軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事が定める軽微な変更は、別表1の第6欄に掲げるもの以外のものとする。

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の変更(中止・廃止)の内容及び理由を記した書類
- (2) 第3条第2項に掲げる書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、別表2の第2欄によるものとし、事業区分名は別表2の第1欄に掲げるものとする。

2 規則第11条の知事の定める書類は、別表2の第4欄に掲げるとおりとする。

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書(様式第6号の2)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。ただし、様式第1号の2により請求し、概算払により交付を受ける補助事業者を除く。

(補助金の支払)

第10条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に交付を受ける理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、様式2-1又は様式2-2により事業計画書を提出する場合を除く。

(補助金調書等)

第12条 規則第16条の補助金調書は、様式第9号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格の単価が50万円以上(補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円以上)又は単価が50万円以上(補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円以上)に効用の増加した機械及び器具とする。

2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。

(返還等)

第14条 知事は、補助事業者に補助金を交付した後に当該補助金の全部又は一部を返還すべき事実を発見した場合には、当該事実を発見した日が属する年度においてこれらの補助金を返還させることがある。

(書類の提出部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。
- 2 徳島県医療施設等緊急時医療提供体制整備事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に徳島県医療施設等緊急時医療提供体制整備事業補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

別表 1 (第2条関係)

1 事業区分	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	県内の新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	<p>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費（ただし、(6)の整備は、新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場合に限る。）</p> <p>(1) 初度設備費（新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費）</p> <p>(2) 人工呼吸器及び付帯する備品</p> <p>(3) 個人防護具</p> <p>(4) 簡易陰圧装置</p> <p>(5) 簡易ベッド</p> <p>(6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品</p> <p>(7) 簡易病室及び付帯する備品</p>	<p>次により算出された額の合計額（ただし、知事の定める額を限度とする。）</p> <p>(1) 初度設備費 133,000 円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(2) 人工呼吸器及び付帯する備品 知事が必要と認めた額×台数</p> <p>(3) 個人防護具 3,600 円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>(4) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(5) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(7) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	10 / 10 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請額に変更を生じるもの</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> <li>・その他別に定めるもの</li> </ul>

別表 1 (第2条関係)

1 事業区分	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
<p>新型コロナウイルス感染症対策事業</p>	<p>①県内の新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症患者等入院のため、県からの要請に基づき確保した病床（即応病床）及び休止病床に係る経費 （ただし、病院または病棟単位で病床を確保する場合を除く。）</p> <p>(1) ICU内の病床</p> <p>(2) 重症患者又は中等症患者受入可能病床</p> <p>(3) 上記以外の病床</p>	<p>①次により算出された額の合計額 （ただし、知事の定める額を限度とする。）</p> <p>(1) ICU内の病床 97,000円×空床とした延べ病床数</p> <p>(2) 重症患者又は中等症患者受入可能病床 41,000円×空床とした延べ病床数</p> <p>(3) 上記以外の病床 16,000円×空床とした延べ病床数</p>	<p>10/10 以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請額に変更を生じるもの</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> <li>・その他別に定めるもの</li> </ul>
	<p>②県内の新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関</p>	<p>②新型コロナウイルス感染症疑い患者受け入れのため、確保した病床及び休止病床に係る経費</p> <p>(1) ICU内の病床</p> <p>(2) HCU内の病床</p> <p>(3) 療養病床 （ただし、休止病床のみ）</p> <p>(4) 上記以外の病床</p>	<p>②次により算出された額の合計額 （ただし、知事の定める額を限度とする。）</p> <p>(1) ICU内の病床 301,000円×空床とした延べ病床数</p> <p>(2) HCU内の病床 211,000円×空床とした延べ病床数</p> <p>(3) 療養病床 16,000円×空床とした延べ病床数</p> <p>(4) 上記以外の病床 52,000円×空床とした延べ病床数</p>		

別表 1 (第2条関係)

1 事業区分	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	県内の医療機関及び薬局	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開に要する経費（ただし、(1)の経費は歯科を除く。）  (1) H E P Aフィルター付空気清浄機  (2) 消毒経費	次により算出された額の合計額 （ただし、知事の定める額を限度とする。）  (1) H E P Aフィルター付空気清浄機 知事が必要と認めた額×知事が必要と認めた台数  (2) 消毒経費 知事が必要と認めた額	(1) 購入額の1/2以内  (2) 総事業費の1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請額に変更を生じるもの</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> <li>・その他別に定めるもの</li> </ul>
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制確保事業	県内の医療機関、薬局	新型コロナウイルスに感染するなどにより、診療等を行うことができなくなった医師等が勤務する医療機関等において、代わりに診療等を行うため、医師等の派遣を行うために要する経費  (1) 報酬  (2) 費用弁償	次により算出された額の合計額 （ただし、知事の定める額を限度とする。）  (1) 報酬 1時間あたり単価×勤務時間  (2) 費用弁償 実費	10/10以内	
医療機関・薬局等の感染拡大防止等支援事業	県内の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、助産所	新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関等について、感染拡大防止及び診療体制確保等に要する経費（ただし、救急・周産期・小児医療機関に対する支援と重複はできない。）	次の額を上限とする実費 （ただし、知事の定める額を限度とする。）  (1) 病院 200万円＋5万円×病床数  (2) 有床診療所（医科・歯科） 200万円  (3) 無床診療所（医科・歯科） 100万円  (4) 薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円		

別表 1 (第2条関係)

1 事業区分	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	県内の新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び高度医療提供医療機関	<p>新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備を購入するために必要な設備購入費</p> <p>(1) 超音波画像診断装置</p> <p>(2) 血液浄化装置</p> <p>(3) 気管支鏡</p> <p>(4) CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む)</p> <p>(5) 生体情報モニタ</p> <p>(6) 分娩監視装置</p> <p>(7) 新生児モニタ</p>	<p>次により算出された額の合計額 (ただし、知事の定める額を限度とする。)</p> <p>(1) 超音波画像診断装置 11,000,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(2) 血液浄化装置 6,600,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 気管支鏡 5,500,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(4) CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 66,000,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(5) 生体情報モニタ 1,100,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(6) 分娩監視装置 2,200,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(7) 新生児モニタ 1,100,000円×知事が必要と認めた台数</p>	10/10以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請額に変更を生じるもの</li> <li>・補助事業の目的を変える場合</li> <li>・その他別に定めるもの</li> </ul>
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	県内の新型コロナウイルス感染症重点医療機関	<p>新型コロナウイルス感染症患者等入院のため、確保した病床及び休止病床に係る経費 (ただし、県から要請のあった日以降、病院または病棟単位で病床を確保した期間に限る。)</p> <p>(1) ICU内の病床</p> <p>(2) HCU内の病床</p> <p>(3) 療養病床 (ただし、休止病床のみ)</p> <p>(4) 上記以外の病床</p>	<p>次により算出された額の合計額 (ただし、知事の定める額を限度とする。)</p> <p>(1) ICU内の病床 301,000円×空床とした延べ病床数</p> <p>(2) HCU内の病床 211,000円×空床とした延べ病床数</p> <p>(3) 療養病床 16,000円×空床とした延べ病床数</p> <p>(4) 上記以外の病床 52,000円×空床とした延べ病床数</p>	10/10以内	

別表 1 (第2条関係)

1 事業区分	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
<p>新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関</p>	<p>① 設備整備等の補助 疑い患者を診療する医療機関の院内感染防止するために必要な設備整備等</p> <p>(1) 初度設備費 新設・増設に伴う初度整備を購入するために必要な需要費（消耗品）及び備品</p> <p>(2) 簡易陰圧装置</p> <p>(3) 簡易ベッド</p> <p>(4) 簡易診療室及び付帯する備品 テント・プレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室</p> <p>(5) HEPA フィルター付き空気清浄機</p> <p>(6) HEPA フィルター付きパーテーション</p> <p>(7) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>(8) 消毒経費</p> <p>(9) 診療に要する備品</p> <p>(10) 保育器</p> <p>※ (1)～(10)について疑い患者を受け入れるために要するものに限る</p>	<p>①次により算出された額の合計額 (ただし、知事の定める額を限度とする。)</p> <p>(1) 初度設備費 133,000円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(2) 簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(3) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(4) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(5) HEPA フィルター付き空気清浄機 1施設当たり 905,000円</p> <p>(6) HEPA フィルター付きパーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(7) 個人防護具 1人当たり 3,600円</p> <p>(8) 消毒経費 知事が必要と認めた額</p> <p>(9) 診療に要する備品 1施設当たり 300,000円</p> <p>(10) 保育器 1,500,000円×知事が必要と認めた台数</p>	<p>10/10 以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の申請額に変更を生じるもの</li> <li>補助事業の目的を変える場合</li> <li>その他別に定めるもの</li> </ul>
		<p>② 支援金 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）</p>	<p>②次により算出された額を上限とした実費</p> <p>99床以下 20,000,000円 100床以上 30,000,000円 100床ごとに 10,000,000円を追加</p> <p>新型コロナウイルス患者の入院受入れ医療機関に対する上記額への加算 10,000,000円</p>		



別表 2 (第3条、第7条、第8条関係)

1 事業区分	2 申請書及び実績報告書 (第3条、第8条関係)	3 申請書添付書類 (第3条、第7条関係)	4 実績報告書添付書類 (第8条関係)
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書 (様式第1号)</li> <li>・実績報告書 (様式第6号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額調書 (様式第2号)</li> <li>・事業計画書 (様式第3号)</li> <li>・歳入歳出予算書 (見込書) 抄本</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額精算書 (様式第7号)</li> <li>・事業実績報告書 (様式第8号)</li> <li>・歳入歳出決算書 (見込書) 抄本</li> <li>・契約書の写しなど対象経費が分かる書類</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>
新型コロナウイルス感染症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書 (様式第1号)</li> <li>・実績報告書 (様式第6号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額調書 (様式第2号)</li> <li>・事業計画書 (様式第3号)</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額精算書 (様式第7号)</li> <li>・事業実績報告書 (様式第8号)</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書 (様式第1号)</li> <li>・実績報告書 (様式第6号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額調書 (様式第2号)</li> <li>・事業計画書 (様式第3号)</li> <li>・歳入歳出予算書 (見込書) 抄本</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額精算書 (様式第7号)</li> <li>・事業実績報告書 (様式第8号)</li> <li>・歳入歳出決算書 (見込書) 抄本</li> <li>・契約書の写しなど対象経費が分かる書類</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制確保事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書 (様式第1号)</li> <li>・実績報告書 (様式第6号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額調書 (様式第2号)</li> <li>・事業計画書 (様式第3号)</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額精算書 (様式第7号)</li> <li>・事業実績報告書 (様式第8号)</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>
医療機関・薬局等の感染拡大防止等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(概算払)</li> <li>・補助金交付申請書兼請求書 (様式第1号の2)</li> <li>・実績報告書 (様式第6号)</li> <li>(精算払)</li> <li>・補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号の3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(概算払・精算払)</li> <li>・事業実施計画書 (様式2-1 又は様式2-2)</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(概算払)</li> <li>・事業実績報告書 (様式第10号)</li> <li>・領収書, 契約書の写しなどの証拠書類</li> <li>・その他参考となる資料</li> <li>(精算払)</li> <li>・領収書, 契約書の写しなどの証拠書類</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書 (様式第1号)</li> <li>・実績報告書 (様式第6号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額調書 (様式第2号)</li> <li>・事業計画書 (様式第3号)</li> <li>・歳入歳出予算書 (見込書) 抄本</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額精算書 (様式第7号)</li> <li>・事業実績報告書 (様式第8号)</li> <li>・歳入歳出決算書 (見込書) 抄本</li> <li>・契約書の写しなど対象経費が分かる書類</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書 (様式第1号)</li> <li>・実績報告書 (様式第6号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額調書 (様式第2号)</li> <li>・事業計画書 (様式第3号)</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額精算書 (様式第7号)</li> <li>・事業実績報告書 (様式第8号)</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>

別 表 2 (第3条、第7条、第8条関係)

1 事業区分	2 申請書及び実績報告書 (第3条、第8条関係)	3 申請書添付書類 (第3条、第7条関係)	4 実績報告書添付書類 (第8条関係)
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書 (様式第1号)</li> <li>・実績報告書 (様式第6号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額調書 (様式第2号)</li> <li>・事業計画書1～3 (その他参考資料第3条、第7条関係)</li> <li>・歳入歳出予算書 (見込書) 抄本</li> <li>・支援金内訳 (任意様式)</li> <li>・その他参考資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業経費所要額精算書 (様式第7号)</li> <li>・事業実績報告書1～3 (その他参考資料第8条関係)</li> <li>・歳入歳出決算書 (見込書) 抄本</li> <li>・支援金内訳 (任意様式)</li> <li>・契約書の写しなど対象経費が分かる書類</li> <li>・その他参考資料</li> </ul>

令和 年 月 日  
番号

徳島県知事 殿

所在地  
施設名  
代表者氏名  
印

徳島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業区分名  
年度 事業
- 2 交付申請額  
金 円
- 3 関係書類

令和 年 月 日  
番号

徳 島 県 知 事 殿

所在地  
施設名  
代表者氏名

徳島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金  
交付申請書兼請求書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、次のとおり  
関係書類を添えて申請します。

- 1 事業区分名  
年度 事業
- 2 交付申請額  
金 円
- 3 関係書類

令和 年 月 日  
番号

徳島県知事 殿

所在地  
施設名  
代表者氏名

徳島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金  
交付申請書兼実績報告書

補助金の交付を受けたいので，徳島県補助金交付規則第3条及び第11条の規定により，  
次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業区分名  
年度 事業
- 2 交付申請額  
金 円
- 3 関係書類

様式第2号（第3条，第7条関係）

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業経費所要額調書

区 分	総事業費 A	寄付金その 他の収入金 B	差引事業費 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基 準 額 E	選 定 額 F	県 補 助 基 本 額 G	県 補 助 所 要 額 H	備 考
事業	円	円	円	円	円	円	円	円	
計									

(注) 1 F欄には，D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 G欄には，C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式第3号（第3条，第7条関係）

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業計画書

1 施設の名称及び所在地

2 整備の内容

(単位：円)

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助事業対象事業分							
小計							
2 補助事業対象外事業分							
小計							
計							

徳 島 県 知 事 殿

所在地

施設名

代表者氏名

印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号により交付決定があった徳島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金について、徳島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱第 4 条第 3 号の規定により、次のとおり報告します。

1 事業区分名

年度

事業

2 徳島県補助金交付規則第 1 2 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金

円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金

円

（別添参考となる書類（3 の金額の積算内訳等））



令和 年 月 日  
番号

徳島県知事 殿

所在地  
施設名  
代表者氏名  
印

### 補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業  $\left\{ \begin{array}{l} \text{に要する経費の配分の変更} \\ \text{の内容の変更} \\ \text{の中止（廃止）} \end{array} \right\}$  の承認を受けたいので、徳島県新型コロナウイルス

感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業区分名  
年度 事業
- 2 補助金交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類

令和 年 月 日  
番号

徳島県知事 殿

所在地  
施設名  
代表者氏名  
印

### 徳島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実績報告書

補助事業が完了しましたので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業区分名  
年度 事業
- 2 補助金交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類

様式第6号の2 (第9条関係)

受理日付印

# 補助金請求書

請求日 令和 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者

住 所

氏 名 印

(法人名及び代表者名)

印

右の金額を 請求します。	請求 金額							
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--

円

摘 要	
補助事業名 (事業区分名)	徳島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (事業)
補助指令金額	
補助指令年月日	
補助指令番号	
補 助 額	既受領額
	今回請求額
	残 額
請求区分	1 精算 2 概算 3 前金

口座振込先	
金融機関名 ( )	店舗名 ( )
預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)	
口座番号	(右づめ)
口座名義 (カタカナ書き)	
( )	

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業経費所要額精算書

単位：円

区分	総事業費 A	寄付金その他の収入金 B	差引事業費 (A - B) C	対象経費の実支出額 D	基準額 E	選定額 F	県補助基本額 G	県補助所要額 H	県補助交付決定額 I	県補助受入済額 J	差引過(△)不足額 (J - H) K	備考
事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計												

- (注) 1 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 2 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 整備の内容

（単位：円）

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1 補助事業対象事業分							
小計							
2 補助事業対象外事業分							
小計							
計							

## 令和 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金調書

施設の名称及び所在地

徳島県			市町村名（ ）										備考
			歳入			歳出							
事業区分名	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	翌年度繰越額	うち補助金相当額	
事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 「事業区分名」欄には、事業区分の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業区分名」欄に特記した経費に対応する市町村の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、「歳出」の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業に係る市町村の歳出予算額の繰越し（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、「歳入」の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に、それぞれ補助金額を括弧書きで二段書きにすること。